

Product Liability NEWS

7号

29 Jul. 2022

PL 対策

検索



【発行元】

一般社団法人 PL対策推進協議会（略称：APL）
〒982-0823 宮城県仙台市太白区恵和町 35-28
TEL：050-6865-5180 FAX：022-247-8042
E-mail：c-japan@pl-taisaku.org



COVID-19 から学ぶ製品事故などの市場モニタリングの問題

COVID-19 の第 7 波の感染拡大が急速に全で進んでいます。4 回目のワクチンも進んでいます。やはりワクチンを打たない方は重症化することも判明してきました。感染者の発見も国ではなく自らが PCR 検査などで発見も早くなりましたから公表される感染者数は元々このようにあったのかもしれませんが。

製品安全としても、国、事業者とも、消費者とのコミュニケーションができていない状態が明らかになっていて、ハインリッヒの法則からも本当の事故件数は国の報告の 30 倍以上であると推測され、具体的な監視する仕組みがない以上、自主回収的なことはもちろん、リコール隠しもかなりの件数があると思われます。

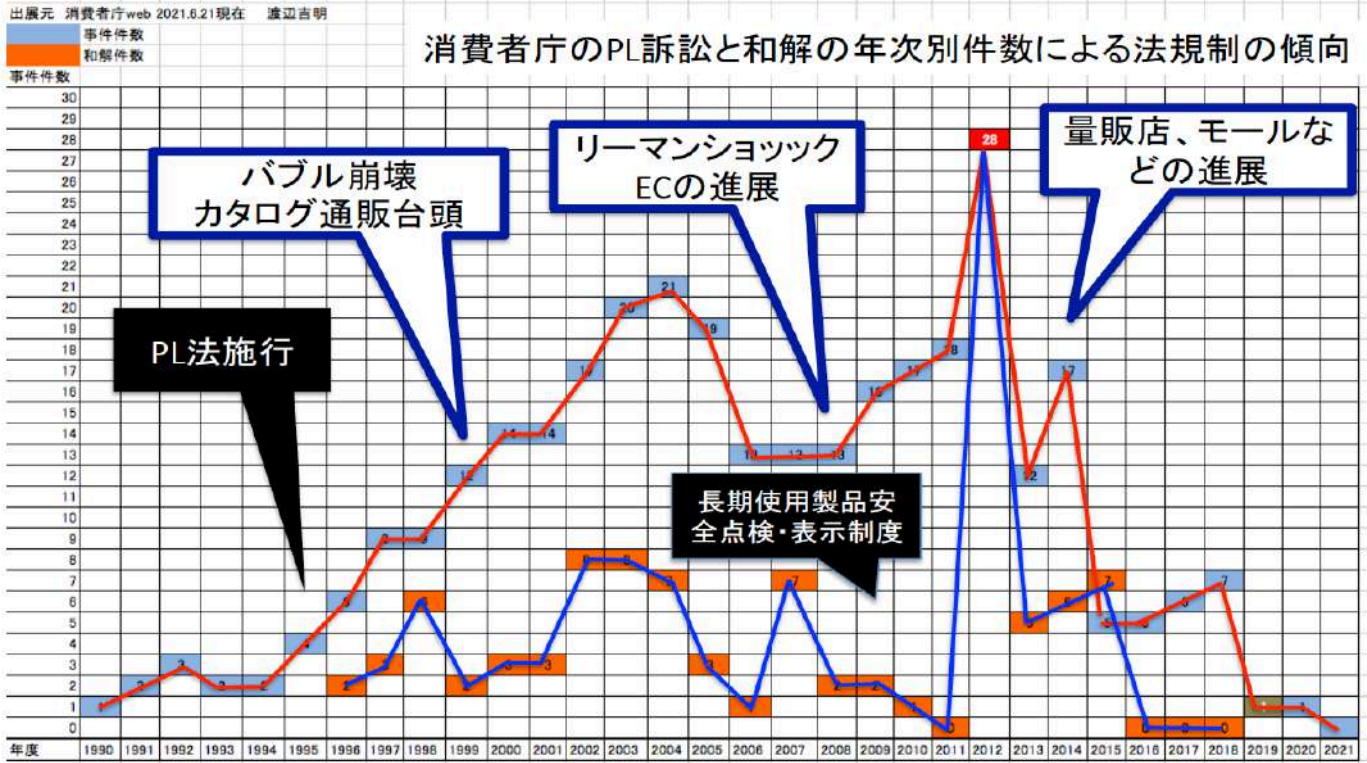
1995 年 7 月 1 日に施行された PL 法は通産省（今の経産省）で立法化を行い通産省が所管し管理下の業界団体を通し事業者の監視を行い、指導規制を行う構造でしたが消費者庁が設立され、消費者庁が所管することになりました。食品、医薬医療、そして家庭用品などの安全を所管する消費者庁に移管され、いわゆる縦割りに影響されないということが、大きな構造改革の始まりでした。

ただ、2009 年には民主党政権になり、例の事業仕分けの一環で、縦割り組織を総括管理する組織は、外部人員の給与を「無駄」とし、各省庁からの人員を出向させることになりました。このため、単に出向者で

すから定期的に入れ替わり、しかもできるだけ所属している各省庁には案件を持ち帰りたくない、要するに手をかけたくない（2010 年当時の担当者の意見）という、本来の目的を達成できない縦割りの組織になりました。このため、消費者庁での取り組み、特に製品安全については単に報告のあった案件を製品リコールデータベース（出口の設計のない事実上はデータプール）に登録し、その状況を報告することが目的の組織になりました。

次ページの表は、消費者庁の製品事故調査委員会の報告書から作成した PL 事故（事故調査委員会が PL 訴訟の判例などを参考に取りまとめた件数など）の時系列の状況をグラフにして、経済産業省製品事故対策室 関根 友里室長補佐様をお招きし 2021 年 7 月 16 日に開催された第 7 回 PL 研究学会にて報告した発表資料からの抜粋です。PL 法により被害者が訴訟を起し、その対策を PL 対策としてきたこれまでの「事故が起きたことを統計学的にまとめたモニタリング手法」です。この図から明らかにこの行政機関の状況が読み取れ、PL 法の改訂は、法律条文に「改訂を行う」という記述がないため 27 年間行われていません。製品の欠陥を定めたこの法律自体が欠陥なのです。これらも含め消費者政策は大幅な見直しが急務です。

2021年7月16日開催 PL 研究会第7回大会での製品リコール研究部会長渡辺吉明 (当協議会会長) の発表資料より



市場モニタリングとリスクコミュニケーション

上図から明らかなように、数値は別にしても、社会の環境、状況の変化と製品事故は大きく関わります。PL法が施行されたら企業が製品の安全性について認識を高め事故は抑止できるという当時の国の目論見は完全に的外れでした。上の赤い折線グラフは訴訟件数、下の青い折線グラフは和解のできた数値です。PL法施行前の和解がないのは明らかに企業がその責任を逃れたことであり、その後訴訟が増えても和解はコロナ感染のように増えたり減ったりで、震災翌年に和解も頂点に達し、以後一気になくなり、現在はもう話題にもなりません。

では事故がなくなったのかというと、事故は増え続けています。多様化し、リチウムイオン電池の利用製品が急増し、規制も追いつかず、監視もできない状況になり、経済産業省製品安全課では「消費生活用製品の定義」をポジティブリストにし、漏れを無くしています。それでも電気用品安全法などはネガティブリストのため、見直しを進めており、取引DPF新法により監視も事業者ができるようになってきました。

今年のPSアワードが7月29日に締め切られました。

今年のこの表彰制度はこれまでの評価方法とは大きく変わりました。これまでのような取り組みではなく新たな取り組みにチャレンジすることを評価するので。それらは具体的でなければなりません。niteや消費者庁でのいくつかのリコール品を消費者に探してもらう取り組みが公表されていますが、調査研究が不十分で意図も目的も不透明なことを繰り返しています。

情報通信の新技术もアプリを作ることが目的ではなく、情報システムがweb3.0に移行し個人情報扱うことの厳しさはこれまでとは全く次元が異なります。不用意に自社の都合で個人情報を集め使用することは極めて大きなリスクになります。今年のPL研究会では「表示対策と製品リコール」とSDGsがテーマです。消費者庁の表示規制の強化を提言します。(渡辺吉明)

令和4年度応募者へのメッセージ

○次のような取組を特に評価しますので、**ぜひアピールしてください。**

・**高齢者、子どもの製品事故の未然防止**に向けた取組

・**情報技術等の新技术を活かした製品安全の実現、それらの新技术がもたらす課題**への対応

・サイレントチェンジ対策をはじめとした**製品安全実現に向けたサプライチェーン全体の管理**

○応募書類においては、

製品安全に関する具体的な取組を記載ください。

・次ページ下段の補足説明も併せてご参照ください

本年度の経産省のPSアワードのサイトより



第8回大会のご案内

2022年7月29日の開催はCOVID-19の第7波の影響を受けて会場開催は中止し、zoom配信のみでの開催となりました。

皆様と直接お会いする機会でしたが、元々想定はしており並列で準備して参りましたので、開催は予定通りです。学会本部(板橋)はzoomスタジオになっていますので、昨年のように通信環境の影響によるトラブルもなく品質の良いzoom配信ができることにもなります。

今年はお知らせした通りメインテーマは「製品の安全とSDGs」です。「食品表示とリコール」などを通し、消費者庁表示対策課より食品表示の担当官からの発表、食品表示とリコールを研究している東京海洋大学教授松本隆志先生、消費者団体NACSの大道不二子様、当学会製品リコール研究部会長 渡辺吉明(当協議会会長)の発表があります。

食品リコールと消費生活用製品などの表示とリコールは消費者庁では同じ部署です。食品からの視点をぜひ自社の製品の表示(本体表示、広告など)と置き換え参加していただきたいと思えます。

受付は28日18時で締め切りますのでご了承ください。(PL研究学会 事務局)

論文・研究ノートの募集について

当学会は設立当初より社会科学、自然科学、情報通信などの縛りを無くし、製品の安全、品質管理、顧客対応、法律、基準など、多様な視点での論文や研究ノート(今関心を持って調べていること、考えていることなどの記録)などをA4 4~8ページ程度で、MSword デフォルト(これまでの学会論文のようなMS wordのテンプレートは使用しません)で誰でも申し込めます。

SDGsの視点でも食品ロス、食品安全、表示、広告、機械や電気製品、工業用製品などでもPL法ではなく「製造物責任」という広い視点で、自由にテーマを作り「新PL研究」という学会誌に掲載しませんか。

部会で発表されたら大会でも発表の機会があります。正会員には会費1万円が必要ですが、それ以上の費用はかかりません。社内でリーダーになったり、この先、何か専門性を持って自立したり定年後にこれまでの経験を活かして仕事をしたい方はぜひチャレンジしてください。

書き方の相談なども今はzoomで対応できます。お気軽に事務局までご連絡ください。

PL対策推進協議会では下記の相談を受けています。

モバイルでのお申込みはこちらから

当学会webサイト



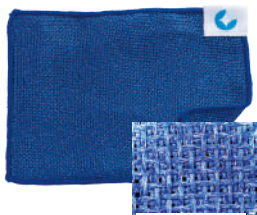
<http://aplics.org>

申込フォーム



COVID-19の感染未然防止

銅イオンの驚異的なコロナウイルスの不活性化効果が北米の専門機関で証明されています。新潟大学院との挙動研究で特許を取得しています。髪の毛より細い銅を糸に巻きつけ布上にした銅繊維フィルターです。



株式会社 ナガオカ・リコー

〒955-0081新潟県三条市東裏館 2-17-15

<https://www.nagaoka-rikoh.co.jp>



GS1QR scodt

ご相談例

- そもそもこれまでの品質管理や品質保証とは何が違うのか
- 体制整備はどうすればいいのか
- 事故が起きてリコールをしたいけど影響するのか
- どこまで個別に対応してくれるのか、また費用はいくらかなど

はじめませんか?
スプーン1杯の
健康習慣

JOAN
INTERNATIONAL

ジョアンインターナショナル
03-3903-7607



ガッティ家のオリーブオイル

検索



GS1QR scodt

GS1 標準の動向

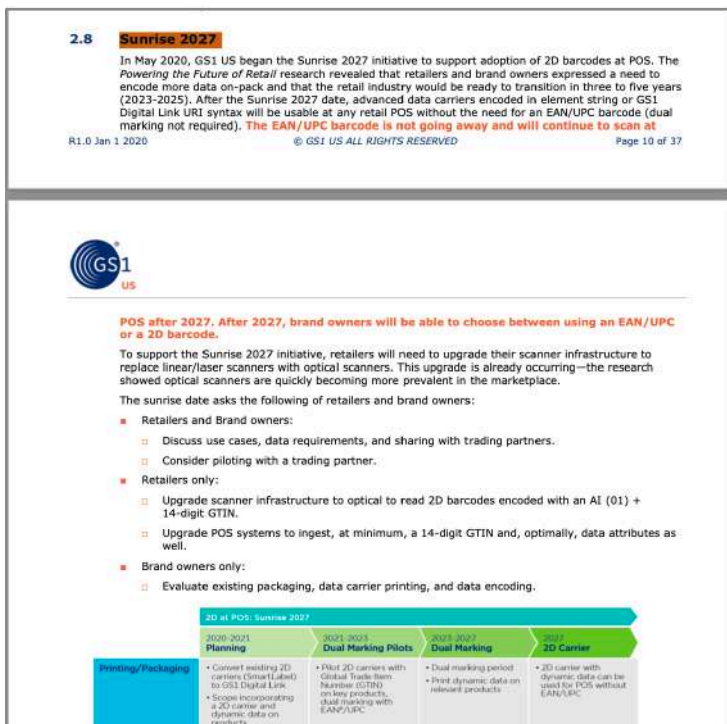
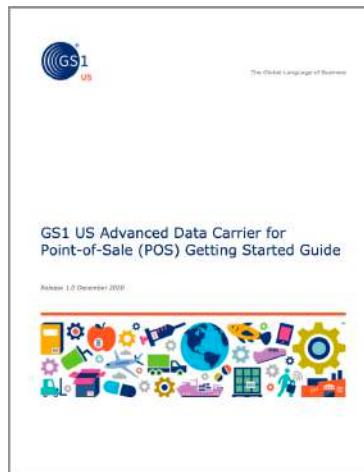
当協議会では、OECD の製品リコールに深く関わっている流通情報グローバル標準機関 GS1（本部ブリュッセル）の日本の窓口である一財）流通システム開発センター GS1Japan のご協力をいただき、賛助会員企業を中心に GS1QR の普及を進めています。

この流れに大きく影響する情報が GS1us そして野村総研からも公表されています。

2027 年に北米ではこれまでの一次元シンボルの UPS/EAN などから 2 次元シンボルに移行すると公表しました。

SUNRISE 2027

このタイトルは大変大きな意味を持った言葉で、世の中が変わるといことです。この中で特に注目するのは 2024 年には POS（店内システム）を 2 次元シンボルに切り替えていくことであり、我が国での影響も大きいと思われます。



GS1 について

最も我々の生活に密接に関わるこの GS1 標準は、製品についている「バーコード」です。スーパーなどのレジで「ピッ！」と読み込むあの一次元シンボルで、日本の企業のものであれば 45 もしくは 49 から始まる 13 桁の数字をシンボルに変えて自動認識で読み込みます。それが GTIN といわれるこの組織が発行するコードです。

これを利用して物流や店内もしくは事業者のシステムサーバーに登録している商品情報（品名や価格など）と瞬時に繋いで正確に支払いができます。時々読めないことがあるので数字も併記しており、このエラーが物流やレジでトラブルになります。セルフレジが進んできたこと、店内オペレーションの効率化などで、北米の UPS（日本では JAN）は 12 桁でコードが足りなくなるなどもあり、一気に 2 次元シンボルとして、米国製のデータマトリクスと日本製の GS1QR が注目されています。

2.3 Static vs. dynamic data

The GTIN and most of the data typically associated with it that remain the same across all individual units of a specific ingredient list and net weight can be printed on the packaging systems like the Global Data Synchronization Network™.

The addition of attribute data onto packaging will increase the number of data points (e.g., expiration date, serial number), which can vary from unit to unit. This data can be printed on an automobile part can be linked to the production date and production line. Or the serial number on a seafood item can be linked to the location and ship where it was caught. This data can be



一次元の「Statics 静的」vs 2 次元「Dinamic 動的」と示し、どちらを選ぶかはあなたです！となっています。こういう情報を企画設計段階で組み入れないとこの先支障が出ます。グローバル標準を上手に利用すれば、製品本体表示の製品安全・消費者安全の有効な取り組みにもなります。2024 年は間近です。PL 対策推進協議会では PL 対策にこの標準化を組み入れて「最新！ PL 対策解説書 2022」などで説明しています。無料セミナーもありますのでご利用ください。

伝わらない安全情報！

SDGs ではさまざまな市民活動が活発に動いています。この協議会では製品安全・消費者安全として、右のようにさまざまな業界団体と連携して活動を行っています。元々 Product liability（製造物責任）は、事業者が製造販売した者がもしその製品で事故や被害を起こせばその法的責任を起せば負うこととなります。そのため、例えば取扱説明書や表示などに注目してそれらが正しく目的を達成しているのか、機能しているのかなどが重要になります。

6月27日に開催されたPL研究会製品リコール研究部会を取材されたニッポン消費者新聞の記事が7月1日号に掲載され、そのタイトルは「伝わらない安全情報」です。安全上の問題が発覚すれば自社のwebサイトに、また国に届け国は莫大な費用をかけてリコールデータベースを構築しています。経産省やnite、また食品に関われば農水省や厚労省、保健所や自治体などがさまざまな情報を発します。

今はTwitter, Youtube などでも使いますが、もはや何のために誰のために・・・??? これら全てが「届かない、伝わらない」ということを皆が知っていてなぜか、改善しません。

消費者庁やnite、業界団体などでもモバイルアプリを利用した試験を行っていますが、それらは調べるほどに設計意図、社会ニーズ、産業構造、標準化との相関などを全く無視し、試験の結果の公表もありません。

消費者の「知る権利」を考える

私たちが日常使用しているもの、レジャーなどのように普段はしまっておいて必要な時だけに使用するもの、冬は暖房、夏は扇風機、エアコン、そして小型のリチウムイオン電池の携帯ファンなどがあります。それらの安全性は壊れて火を吹かないとわからないのです。手遅れになってしまうので国は製品安全対策を行い消費者安全を確保するための法律を作っています。この画像はFacebookに投稿されていた投稿です。



この製品は誰でも大変古いものであることがわかり投稿者もこれが見つかり暑いから使ったらまだ動くので涼しいと書いています。間違いなく「長期使用製品安全点検・表示法」の対象品で、製品回収義務が生じていますがメーカーは知らないと思います。680人が見ていてコメント103件、賛同している投稿が多く、こういうことをモニタリングする責任はどうなったのでしょうか。

取扱説明書、本体表示、scodtのご利用のご相談承っています。

私たちが、お客様のご要望を「まるごと、しっかり」引き受ける三條印刷の「まるしか隊」です。

おかげさまで80周年

Sanjo Insatsu 三條印刷株式会社

Graphic & Media Supporting.

■営業品目/ポスター・パンフレット・チラシ・出版(作品集・書籍・記念誌)・広告代理店 他

■新潟支社 ■長岡支店 ■関越営業所 ■上越営業所 ■高崎営業所

本社: 〒955-0072 新潟県三条市元町9番3号
TEL (0256)32-2281 (代) FAX (0256)32-2670
URL <https://sanjo-prn.co.jp>

木製家具で常に新しい生活空間を創造

カリモク家具

〒470-2191
愛知県知多郡東浦町大字藤江字皆栄町108番地
<https://www.karimoku.co.jp>

PL 検定初級の受験方法が「テキストの購入が先」 に変わりました。

これまで、お申し込みいただいてからテキストを受け取り、学習を始め、2週間後に受検するスケジュールでした。

今回テキストの改定に合わせ、先にテキストを購入していただき、その後検定を申し込み受検という形式に変更いたしました。テキスト購入者に1カ月有効の無料受検特典付きです。受検お申込み後ただちに問題URLをお送りし、1週間以内の解答期限です。

これにより、事前に学習する内容を確認してから受験ができるようになりました。

「最新！PL対策解説書2022」をベースにしたテキストですので、このテキストだけでもPL対策の基本を学ぶことができます。学習時間も都合に合わせて確保できます。

テキストの購入は、当協議会APLショップ、もしくはAmazonで「PL検定初級テキスト」で検索してください。また、クレジット払いやコンビニ振込といった決済方法にも対応しました。価格は5,280円（税込）と変更ありません。（別途テキスト送料がかかります）

詳細・お申し込みはこちら

https://pl-taisaku.org/?page_id=630

もしくは「PL検定」で検索してください。



PL検定初級テキスト 税込 5,280円

PL対策の基礎を学び
たいあなたに
(初級無料受検特典付き：1
ヵ月)

- 基礎的な製品安全関連法、
- 製品事故未然防止・再発防止のための体制整備
- 消費者視点のわかりやすい取説



最新！PL対策セミナー2022開催のお知らせ

お待たせしました。本年度の無料セミナーのご案内です。

社会環境などがすっかり変わりこれまでの製品安全対策、事故発生後対策などの対応方法が大幅に変わっています。国も「新技術」を利用することを公表し、海外のように「製品安全対策の取り組み」についての【自己宣言制度】なども始めます。

冊子として「最新！PL対策解説書2022」と「取扱説明書ガイドライン2022」の販売を開始しました。執筆者は当協議会会長、PL研究会代表理事で製品リコール研究部会長の渡辺吉明です。

皆様にこの書籍を利用し、執筆者が1995年のPL法施行から途絶えることなく研究を進め、今では経済産業省製品安全課事故対策室、消費者庁、農水省の行政機関、また、多くの研究者などとの情報交換、論文発表などの内容をまとめ、誰でも実務に反映できるように書き下ろしました。近未来はバーチャルリアリティも当たり前になり、製品の安全もこれまでの方法では全く効果が無くなります。

変革期だからこそ、下記の二つの項目をしっかりと確認していただける無料セミナー（1時間程度ZOOMと会場のハイブリッド）で行います。

- 2022年8～12月 毎月第1・第3金曜日
- 第1金曜日 「新たな時代の体制整備とPLP(新技術について)・PLD(Black Mode対応)
- 第3金曜日 「取扱説明書と表示対策」※今回から産業用機械なども対応します。
- 16時～17時(質疑、相談はその後30分ほど用意しています)
- 配布資料はありません。



ProductLiability では製造販売した事業者が製品の回収までも責任を負うと今の時代では解釈することが正しいと思われまます。特に今は安全性を疑うもの、環境に影響を与える場合はその責任を問われます。使用が終了したら修理するか廃棄するかも、昭和のように近所に電気屋さんや修理する人がいる場合は、使えなくなったものを回収して再利用などのできる環境でした。今は大型で設置する際に工事事業者などに依頼する場合などを除き、ほぼ全てが使用者側に処分を任せることになります。まだ使えるもの、使えないものも、見た目、機能的に不具合が出れば買い替えがお得になりました。そして、廃棄は行政の指定する方法になります。家電も小さなものは不燃ゴミにだせますが、基本的に家電は自治体に粗大ゴミの申請をし、回収してもらうことになります。

ここが問題です。なぜ自治体が家電品のようにゴミではないものをメーカーや販売者に代わり行うのでしょうか、なぜ税金を使うのでしょうか。

さらに、太陽光発電システムの大量廃棄の問題、大型風力発電の施設更新などの環境負荷について、例えばセブンイレブンが店舗の屋根につけていて、事業者として施設管理されている場合などを除き、一時的な投資目的で設置された大規模太陽光発電システム、家庭用の所有者も流動的になり、海外投資家に買われたものの責任など、単にグリーンエネルギーなどという耳障りの良いこと、原発事故を切っ掛けに一気に普及されたこの太陽光発電パネル、多くは中国製などです。輸入事業者、販売設置事業者の責任が問われます。

爆発的に利用拡大しているリチウムイオン電池も、一気に大容量化が進んでいます。安全に回収しないと火災を起こします。安直に回収事業者がメーカーの電池ケースを入手するためにホームセンターに安全性の確認できない回収ボックスを設置、店も便利ですから

利用しています。これにより見た目は純正、中身は不明のものが販売されるので、ますますリスクは高まります。正しいインフラを整備するにも、製品トレーサビリティは大変重要になります。上記について新 PL 研究第7号「一般論文 製品安全とSDGs～リサイクルにおける安全確保～」にて詳細を発表されています。

以下は第8回 PL 研究会大会での当協議会会長の発表資料より製品リコールのスマート化としてリコール品や使用の終わったものの回収から処理まで GS1QR での効果を示しています。(事務局)



製品の表示スペースは限られています。

たった一つのQRで、たくさんの安全情報をいつでも製品で直接確認でき、事業者も多くのデータ集積ができます。



当協議会が普及を推進する QR ソリューション

安全点検アプリ「すこどっと」



詳しくはこちら>>

<https://scodt.com/scodt-about-3>



Q1：社内体制をどのように変えればいいのか？

A：小規模事業者は社長の鶴の一声で色々変えられますが、良くも悪くも社長の考え方ひとつです。これは一代で築き上げたワンマン経営、そしてその2代目などは古くからの番頭さんの影響が大きいです。

大企業になるとM&Aや分社化したり経営構造として株主や顧問弁護士など、元々良い文化であった社内体制もあつという間に風化し、実際には根拠のわからない社内規定に縛られていることを多くみます。以下の社内規定には製品事故未然防止は組み込まれているのでしょうか。結果はPLDのBlack Mode対応のチェックリストで全て判明します。

P：企画策定基準

D：設計品質基準

C：製造品質基準

A：品質保証規定

当協議会のPL対策で示しているのはこのPDCAを垂直ではなく水平構造にし、経営をトップにそれぞれのリーダーが製品事故未然防止のための情報を常にリアルタイムに共有し、直ちに異常の発見から改善、市場での対応を進められるICT/IoTという情報環境を利用し、市場での動向を直ちに設計に反映できること、それを経営者が共有し、必要な資源をしっかりと提供し、企業を牽引する、ポジティブインセンティブの組織を今の組織の上に構築することとしています。詳しくは「最新！PL対策解説書2022」を参照ください。

Q2：製品の本体表示について

狭いスペースを利用でどこまで書けば良いのか？

A：製品には必ず品質表示として必要なことを表示しなければなりません。最低限、その製品の名称や型式、法律や基準で定められたこと、そして重要なのは、その製品の責任主体の名称と連絡先です。ネットで探せばいい、とよく言い訳を聞きますが、消費者に最も嫌われるのは「探させる手間をかけさせられる」ということです。良いお店では、店員さんも店内の案内も「一言で、一目でわかる」が基本です。小さくて読めない、場所が悪くて見れない、見ても次にまた何か作業しないと目的が達成しないなど、これは残念な評価になると思います。「取扱説明書ガイドライン2022」ではこの表示についても詳しく説明しています。

書籍のご案内

「取扱説明書ガイドライン2022」と「最新！PL対策解説書」を新たに上梓しました。この2冊で当協議会の推進するPL対策をほぼ網羅できることとなります。是非購入をご検討ください。



取扱説明書ガイドライン2022
税込 7,700 円

わかりやすく、見やすい消費者視点の取扱説明書

産業用機械から日用品まで、消費者市場にて使われるものを対象に「取扱説明書ガイドライン2022」を新たに出版しました。

初心者でも作れるようにテンプレートもデータで配布します。モバイルの小さな画面でも、知識のない人でも分かりやすく正しい使用方法を伝え、誤使用の事故をなくすことを目的とし、当協議会ではPL検定受験を通し「なぜ取扱説明書が必要なのか、表示とはどのような関係なのか」も理解していただけるように支援を行なっています。



最新！PL対策解説書2022
税込 5,280 円

これ一冊で、最新のPL対策まるわかり！

ポジティブインセンティブ規制、ポジティブリスト化する法律や基準、急速に進む流通小売の動向など、製品安全の最前線で27年に及ぶPL対策の第一人者R&Dスペシャリストが書き下ろした実務書です。

皆様の業務改善、体制維持などの全てが書かれています。取扱説明書ガイドライン2022と併せて万全の最新のPL対策にお役立てください。

購入はこちらから
<https://pltaisaku.official.ec>

